

基礎研 レポート

IAIS (保険監督者国際機構) による資本規制の検討動向

保険研究部 主席研究員 荻原 邦男
(03)3512-1777 ogihara@nli-research.co.jp

1—はじめに

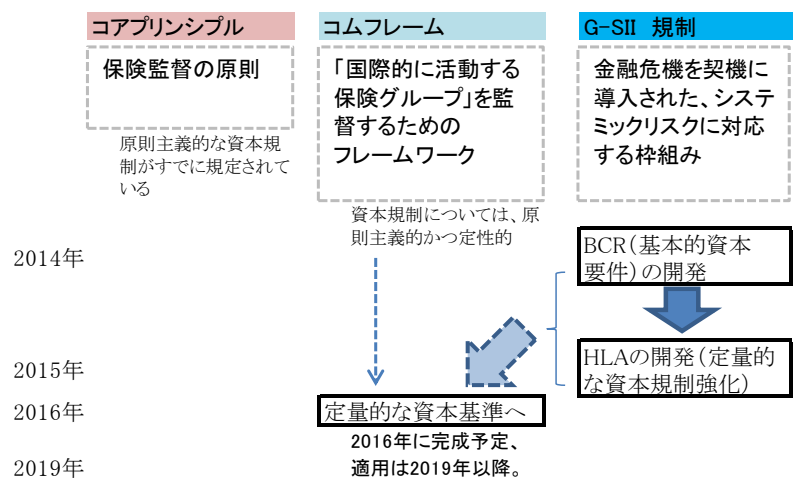
IAIS (保険監督者国際機構) は、1994年に、保険監督の標準化、効率化を目指して設立された各国の保険監督組織から構成される機構である。設立以後、①保険監督の標準である「コアプリンシプル」の策定、②「国際的に活動する保険グループ」の監督のフレームワークを定める「コムフレーム」の策定などの活動を行ってきた。(詳細後述)

さらに最近の動向として注目されるのは、サブプライム問題に端を発する金融危機を契機として、G20やFSB (金融安定理事会) を中心に行われている金融規制改革の影響を受けることとなった点である。この改革の狙いは、システミックリスクの発生・伝播を抑止するとともに、適切な破綻処理の策定を事前に求めることにより、大きすぎて潰せないという事態を回避すること、と言えるだろう。

(少し内容を先取り (後述予定) するが、最近のIAISの資本規制関係の動向、今後の予定をまとめておくと、下図のようになる。)

誤解を恐れずに言えば、FSBを起点とした改革は「銀行業界発の金融規制改革」と呼べるだろう。そもそも銀行と保険ではリスクが相違するにも拘わらず、同様のフレームワークで議論が進んできたのは、①先頃のAIGの経営危機は伝統的な保険機能とは別のところで起きた事象であると主張しても、外部からはどうしても保険業の中の世界の事象と捉えられている、とい

った事情に加え、②G20、FSBの下に、銀行、証券、保険が並列して位置づけられており、それらを横断的に捉えた対応を図ることが重要と考えられていることが挙げられるだろう。



こうしたFSBの動きも受け、IAISは定量的な自己資本基準を策定することを決定した。

当レポートでは、伝統的な資本規制の議論を超えて、新たな局面に踏み出すこととなった保険業における国際自己資本規制に焦点を当て、

- ① G20/FSB 発の金融規制改革に伴う G-SII（グローバルにシステム上重要な保険会社）に対する自己資本強化の動向
 - ② バーゼル規制と同様な定量的自己資本規制の保険業への導入の議論
- の二つを紹介することとしたい。

2— G-SIIへの規制を通じて必要となった横断的資本規制(簡易版)

1 | G-SIIの選定

上記のとおり、先頃の金融危機を契機として、銀行業においてはグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFI、銀行はG-SIB）を定め、システミックリスクの発生・伝播を抑止する仕組みを整えた。これと同様に保険業においても、G-SII（グローバルにシステム上重要な保険会社；Global Systemically Important Insurers）が9グループ選定¹されている。（IAISでの議論を経て、2013年7月に、選定基準がIAISから、選定結果はFSBから公表された。再保険会社の選定については引き続き検討中である。）

G-SIIの選定基準は概略次のようなものである。AIGの経験を踏まえ、非伝統的、非保険業務のウエイトに重点を置いている点が特徴と言える。

| 要素 | ウエイト |
|---|------|
| 非伝統的商品および非保険取引（金融保証、変額保険商品の最低保証、デリバティブ取引、短期資金調達等） | 45% |
| 相互関連性（金融機関への貸出し、金融機関発行の証券の保有・借り入れ、再保険等） | 40% |
| 代替性（他の会社では代替できない商品を保有しているか） | 5% |
| 規模（総資産、総収入） | 5% |
| グローバルな事業活動（母国外で事業を行う国の数、収入の割合） | 5% |

G-SIIに選定された保険会社（グループ）には、以下の対応が実施される。

- ・ 監督の強化（システミックリスク管理計画の策定等）
- ・ 実効的な破綻処理（再建・破綻処理計画（Recovery and Resolution Plans；RRPs）の策定等の整備
- ・ HLA（より高い損失吸収能力；Higher Loss Absorbency）を要請（つまり、資本の強化）

¹ アリアンツ（独）、AIG（米）ジェネラル（伊）、アビバ（英）、アクサ（仏）、メットライフ（米）、中国平安（中国）、プルデンシャル（米）、プルデンシャル（英）

2 | BCR(基本的資本要件)の導入

上記のHLAを策定するにあたり、「より高い」というからには、少なくとも横並びで比較可能ななんらかの基準が必要になる。その基準をBCR²(基本的資本要件; Basic Capital Requirement)と呼び、現在、その策定(算定方法、水準)が焦点になっている³。

2013年12月にIAISから公表された「G-SIIに対するBCRの提案」(市中協議文書⁴)によれば、次のような簡便な計算式でBCRを求めることが提案されている。

$$\begin{aligned} \text{BCR(基本的資本要件)} = & \sum_i (\text{負債関連指標}(i) \times \text{負債関連リスクレート}(i)) \\ & + \text{資産関連指標} \times \text{資産関連リスク合計レート} \\ & + \text{NTNI 関連指標} \times \text{NTNI 関連リスク合計レート} \\ & + \text{その他指標} \times \text{その他リスク合計レート} \end{aligned}$$

このように、ある種の比例要素(指標)を定め、これに一定のレートを掛けてリスクを評価する方式をファクター・ベース・アプローチと呼ぶ。出発点として、こうした簡易なものが適当であろうとの考えである。具体的な指標やリスク係数は、現在実施中のフィールド・テスト⁵のなかで検討される。

リスクの選定については、G-SIIに該当する保険会社の選定にあたってNTNI(非伝統的、非保険業務)の要素に45%のウェイトがあったことからすれば、NTNIの要素を大きく取り入れることになるだろう⁶。(例えば、ユニットリンク商品につけている各種の最低保証に伴うリスクや、保険以外の子会社を有することによるリスク評価である。これらの詳細についてもフィールド・テストで検討される予定である。)

3 | BCRに関する論点

①比較可能性の担保

こうした枠組みを検討するうえで重要なのは、「比較可能性の担保」と「リスク状況をできるだけ反映すること」や「実行にかかる負荷を考慮した簡便性」などのバランスを適切にとることとされている。つまり、リスク評価の要素を減らし、簡素な評価とすれば、それは一方でリスク評価の精度を下げることになるからである。

比較可能性の担保で重要なものとして、IAISは、(a)資産評価の統一と、(b)責任準備金の評価の統一をあげている。自己資本は、いわば資産額から責任準備金を控除したものであるから、それぞれの要素が国ごとに大きく異なるとは比較可能性を損じることになる。しかし、比較可能性の担保は、

² BCRは当初straightforward backstop capital requirementと称されていたものである。

³ 後述するように、IAIG(国際的に活動する保険グループ)を対象とした資本規制であるICS(Global Insurance Capital Standard)が今後導入されることとなったが、これと直接の関係はない。対象となる保険グループも、リスク(必要資本)の算出方法も別物である。ただし、BCRが、今後ICSを考えるための材料の一つになることは確実である。

⁴ "Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers (G-SIIs): Proposal"

(http://www.iaisweb.org/view/element_href.cfm?src=1/20712.pdf)

⁵ 選定された保険グループのみならずそれ以外のオブザーバーも参加が認められている。情報入手のメリットや実質的議論がそこで行われることから、わが国の保険会社はじめ多くのオブザーバーが参加しているようである。

⁶ 私見であるが、選定基準はNTNIに過大なウェイトを掛けている印象があり、リスクベースの評価とは少し差があるように感じられる。今後の検討に注目したい。

「言うは易く行うは難し」である。

(a)資産評価の統一で中心となる金融商品の評価については、現在 I A S B（国際会計基準審議会）で改訂検討中の I F R S 9号の使用が考えられるが、これが健全性規制上にも使用できるか議論があるところだろう。

2013年12月時点では、I A I Sは、現在各国で使用されているG A A Pベース（一般に公正妥当と認められた会計原則。監督会計ではない一般会計のこと）の資産評価を使用して、これに適切な調整を行うことを予定しているが、その調整の内容はフィールド・テストのなかで検討するとしている。

(b)責任準備金の評価にあたって、将来の予想キャッシュフローは、実際の経験値をもとにした、一切の保守性を入れないベースのものとするを求めている⁷。（したがって、例えば、死亡率はその保険会社(グループ)の実績死亡率に将来の傾向を織り込んだものとなる。）

また、評価利率の水準も長期のところの水準を含め、各国で揃える必要がある。統一には困難がありそうである。

②BCRの水準設定

これは規制を受ける側と、規制する側との綱引きになるのだろう。導入当初は、その後の改善・改訂も見込んで、できるだけ低い水準が望ましいという意見がある。例えば、EUのソルベンシーIIでいうところのMCR（最低自己資本）とほぼ同レベルとする案もあるようである。これは、その次のステップとしてHLAを算定することが控えているため、余裕を持っておきたいということなのであろう。ただし、より高い自己資本規制としたと説明する際に、もともとの基準が低すぎでは説得力を欠く、と言う見方もあるだろう。

4 | BCRを巡るEUの反応

E I O P A（欧州保険・年金監督機構）の議長が欧州アクチュアリー協会(Actuarial Association of Europe)で行った講演⁸で、以下の発言を行っている。

- ・ B C Rは単純で直接的表現にすべきであり、ファクター・ベース・アプローチは適切である。
- ・ B C Rは、ソルベンシーIIでいうMCR（最低自己資本）とS C R（目標自己資本）の中間に位置すると見ている。

としたうえで、E I O P Aのスタンスについて個人意見も含め以下のとおりとした。

- ・ E I O P Aはグローバル・スタンダードの策定に協力する強い意志がある。
- ・ EUの28カ国が個々に違った発言をするよりも、ワンボイスで主張するほうが、I A I Sがこれを推進するにも有益と考える。E I O P AはEUの代表として一貫した地位を保つことが、EUの発言権を高めることにつながり、そのことが E I O P Aのミッションと考える。

⁷ なお、一般的に経済価値ベースの評価を採用することになろうが、ICP14（評価）において経済価値評価として市場整合的評価のみならず償却原価評価も認められており、このこととの調整も必要となるだろう。

⁸ 欧州アクチュアリー協会(AAE)での議長スピーチによる。(2014年3月)

https://eiopa.europa.eu/fileadmin/tx_dam/files/Press-Room/speeches/2014-03-03_AAE_Seminar.pdf

3— これまでのIAISの資本規制の概要

上記の G-SII の選定から時間的には少し遡るが、IAIS の資本規制に関する動向を述べたい。実は、金融危機の経験を踏まえ、システミックリスクへの対応策として、IAIS は、「国際的に活動する保険グループ」というカテゴリーを設け、それに対する監督規制を明確にする検討を 2010 年 7 月から進めてきていた。その後、FSB 主導により、G-SIB(銀行)と平仄をとるかたちで保険にも G-SII が導入されることとなったのである。当初の IAIS の検討は、FSB 主導のものに比べ、保険監督の全般にわたる根本的なものであったところから、本来の目的は類似しているにも拘わらず、二つの似たカテゴリーとそれに伴う規制が併存して残ることになったものである。以下では、IAIS が先行して検討してきた内容を、資本規制を中心に紹介したい。

1 | コアプリンシプルに規定される資本規制

まず、単体法人を含む保険会社の保険監督に関する原則を述べた「コアプリンシプル」が重要である。このなかに、ICP 17⁹「資本十分性」が規定されている。その内容をごく簡単に述べれば、

- ① 規定の対象は単体の法人を中心とした幅広いものであるが、グループに関する資本規制の考え方にも触れている。
- ② 原則主義的なアプローチを採る。リスク評価額に対してどれだけの資本を有しているかを測定。資産、負債、規制資本額、自己資本を評価するいわゆるトータルバランスシート手法による。
- ③ 評価すべきリスクは指定するものの、定量的な算定式は示さない、定性的基準にとどまっている。
- ④ この水準を上回れば監督者が資本規制に介入しない、いわゆる規定された資本要件（目標資本要件とも呼ばれる）と、これを下回ると強制的手段が行使される最低資本要件の二つを設定することを求めている。

2 | コムフレームとは

上記のとおり、IAIS は、2010 年 7 月から「国際的に活動する保険グループの監督の枠組み」を検討してきている。これがコムフレーム(ComFrame : Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups) と呼ばれるものである。IAIG (国際的に活動する保険グループ ; Internationally Active Insurance Groups) に着目したのは、監督規制上標準化する必要性が高いことに加え、対象となるグループの重要性による。すなわち、世界の保険市場の約半分は、国際的に活動する約 50 社の保険会社で占められ、そのプレゼンスは今後さらに高まることが予想される。従って、当該グループに重点を置くことが監督の実を上げることにもつながるわけである。

【規制の適用範囲】

コアプリンシプル

すべての単体/グループの保険会社

コムフレーム

国際的に活動する保険グループ

G-IIS

グローバルにシステム上重要な保険会社

コムフレームに関して、2011 年 7

月にコンセプトペーパーが公表され、基本的事項の検討を経て、2013 年末には 3 回目の市中協議が行

⁹ ICP (Insurance Core Principle) の 17 号 (資本十分性) は、18 条、80 ページにわたって規定されている。

われた。現在、寄せられたコメントを整理中である¹⁰。

コムフレームは、上記のとおり3つのモジュール(Mと略記)に大別される。

| Module1 コムフレームの範囲 | | Module2 IAIG | | Module3 監督者 | |
|-------------------|-------------|--------------|----------------|-------------|------------------|
| M1E1 | IAIGの認定 | M2E1 | IAIGの法的・経営上の構造 | M3E1 | グループ監督プロセス |
| M1E2 | IAIGの認定プロセス | M2E2 | 企業統治 | M3E2 | 監督カレッジ、協力と強調 |
| M1E3 | コムフレーム監督の範囲 | M2E3 | 全社リスク管理(ERM) | M3E3 | 監督者間の危機管理および破綻処理 |
| M1E4 | グループ監督者の認定 | M2E4 | ERMの方針 | | |
| | | M2E5 | グループ資本十分性評価 | | |
| | | M2E6 | 開示と報告 | | |

さらにそれぞれが複数のエレメント(Eと略記)からなっている。モジュール1は対象となるIAIGの範囲を定めている。国際的な活動状況を測定する定量基準と規模に基づく基準に基づく。ただし、最終的な選定には、監督サイドの裁量の余地を認めている¹¹。モジュール2は具体的にIAIGの監督方法を定め、モジュール3では監督側の行動指針を中心に定めている。

3 | コムフレームで定められている資本規制の概要

コムフレームではERMと資本規制が特に重要と見られるが、資本規制に焦点を当てて少し詳しく見てみたい。資本規制については、モジュール2のエレメント5に定められている。1～2項において、「資本ベンチマーク(リスク量)」に対して実際に保有する「適格自己資本」の水準を測定し、比較するものとしている。3～9項が「自己資本(分子)」、10～13項が「資本ベンチマーク(分母)」について定めている。

何をもって資本と見なすかの要件等については、このコムフレームでほぼ確定していると見て良い。一方、より重要なのはリスク算定であるが、その具体的計算式や係数などの定量的な基準はなく、考え方のみが原則主義的に定められている。

参考までに、資本規制を定めたM2E5の概要を示す¹²。

| | |
|--------|---|
| M2E5-1 | IAIGは、資本ベンチマークと保有自己資本を計量的に比較することにより資本の適切性を評価する。 |
| M2E5-2 | 資本の適切性評価のため、IAIGはトータルバランスシート手法を適用して、それがさらされているすべての実質的なリスクを評価する。 |
| M2E5-3 | 潜在的なすべての自己資本をもとにして、資本の適切性評価の目的に沿った金額を決定する。 |
| M2E5-4 | IAIGは、適格自己資本を少なくとも二つのカテゴリー(基本的(core)自己資本と追加的(additional)自己資本)に分類する。これは、ゴーイング・コンサーンベースおよび清算ベースによる損失吸収能力に基づいて行うものとする。 |
| M2E5-5 | IAIGは、金融商品の損失吸収能力を評価する。その際、以下に述べる健全性の品質と適格性基準を考慮する。すなわち、永続性、利用可能性、劣後性、および抵当権による妨害がなく、また強制的なサービスコストが発生しないことなどである。 |
| M2E5-6 | 金融商品以外の資本項目については、ゴーイング・コンサーンベースおよび清算ベースで、損失吸収能力を評価する。 |

¹⁰ 各種のコメントを反映した改訂版コムフレームをフィールド・テストに反映するためには、2014年6月にIAISのテクニカルコミティに改訂版を報告する必要があるとされ、検討を急いでいる。

¹¹ やや目的が異なるので、IAIGとG-SIIは一致しないことに注意を要する。

¹² 実際にはM2E5だけで30ページほどの分量がある。

| | |
|---------|---|
| M2E5-7 | I A I Gの適格自己資本の金額は、自己資本要素の評価・認識の基礎が自己資本の適切性評価に妥当ではない場合は、これらを除外するなどの調整を経て決定される。 |
| M2E5-8 | I A I Gは、上限規制に従って、適格自己資本の額を決定する。 |
| M2E5-9 | I A I Gは、最低限、以下の項目を含む主要なグループにわたるファクターを考慮して、適格自己資本の利用可能性を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・マルチプル・ギアリング ・グループ内部での資本の創出 ・資本代替性と移管可能性 |
| M2E5-10 | I A I Gは、それがさらされている関連する実質的なリスクの総額を評価および測定することにより、グループにわたる資本ベンチマークを決定する。資本ベンチマークは、目標設定基準（リスク指標、測定の基礎、タイムホライズン）に基づく。 |
| M2E5-11 | グループの資本ベンチマークを決定するにあたり、I A I Gは、（リスク集中を含む）主要リスクカテゴリーを取り扱う。これらは、保険リスク、市場リスク、信用リスク、グループリスク、オペレーショナルリスクである。I A I Gは、リスク間の依存性、相互関連性を考慮する。 |
| M2E5-12 | I A I Gは、グループの資本ベンチマークを算出するために、シナリオ・ベース・アプローチを使用する。 |
| M2E5-13 | I A I Gは、グループベースの資本ベンチマークを得るために、目標設定基準と統合的なシナリオ・ベース・アプローチの様々なコンポーネントの結果を組み合わせる。 |

4— 国際資本規制の導入(コムフレームに定量的資本基準を追加)に向けた検討状況

1 | 導入決定に至る経緯

以上のとおり、コムフレームは現在、定量的基準を持たないが、2013年10月に、「バーゼル規制と同様な定量的基準を定め、これをまずはI A I Gを対象に導入すべきである」との方針を公表した。

定量的な資本規制の導入に踏み切った経緯は次の通りである(2013年7月の河合I A I S事務局長の講演¹³による)。I A I SのBoardのうち、特に、南アフリカ、インド、中国等から、なぜソルベンシーIIが実質的な世界標準になりつつあるのか、ソルベンシーIIはEUが定める基準であり、I A I Sが関与もしていないものをそのまま使うわけには行かない、I A I Sとしての基準を持つべきである、との議論があったという。

それ以上に重要な要素として、I A I Sに影響力を持つFSBからのプレッシャーがあったとされている。「I A I Sがやらなければ我々がやる、というFSBからのプレッシャーを感じている」と河合氏は発言された。「例えば、シャドー・バンキング規制は、本来IOSCO（証券監督者国際機構）のテリトリーなのに、FSBが直接やっている。仮に、FSBが保険資本規制を担当することにでもなれば、I A I Sはもう終わりだ、との気持ちが強くある」とも発言されている。

こうした背景のもとで、I A I SはICS（定量的な国際自己資本基準；Global Insurance Capital Standard）を作成することを正式に議決し、2013年10月に公表したものである。2016年までに基準を開発し、全面的な適用は2019年を予定している。（スケジュールは次葉参照）

¹³ 2013年7月24日「国際保険規制の最近の動向」（損害保険事業総合研究所）

| | | |
|-------|---------|---|
| 短期計画 | 2014年 | |
| | 3-5月 | フィールド・テストの実施 |
| | 4-7月 | 特定データの収集 |
| | 6-8月 | フィールド・テストの結果分析と案への反映 |
| | 7月/8月 | 第二回コンサルテーション |
| | 9月 | IAISが案を承認 |
| | 10-11月 | FSBがレビュー |
| | 12月 | G20がエンドース |
| 中長期計画 | 2014末まで | HLAの基礎としてBCRを開発 |
| | 2014年中 | BCRをIAIGにも適用するかを決定 |
| | 2015末まで | G-SII に適用するHLAを開発 |
| | 2016末まで | IAIG(すべてのG-SII を含む)に適用するICSを開発。 適用は2019年から |

2 | EUの反応

横断的な資本規制が今後検討されることになるが、いち早くソルベンシー規制を導入し、さらにソルベンシーIIの形で進化させつつあるEUにとって、ソルベンシーIIと類似のものが並立しても迷惑なだけだろう。結局はハーモナイズが求められるのではないか¹⁴というのはごく自然ななりゆきである。この点に関し、E I O P A議長は先述の講演で次のような発言を行っている。

- ・ EUはリスクベースの保険監督に関して、国際的な議論に影響力を持つと考えている。
- ・ ソルベンシーIIの基本的な健全性に関する原則は、国際的に受け入れられるものと考えている。
- ・ したがって、国際資本規制はソルベンシーIIの基本原則を含むことになるだろう。
- ・ しかし以上のことは、国際資本規制がソルベンシーIIを模倣することを意味しない。より原則的なものでよいのではないか。
- ・ つまり、国際資本規制は、ソルベンシーIIと同様の粒度（細かさ）を持つべきとは考えていない。
- ・ 今後必要であれば、ソルベンシーIIに調整を施す用意はある。保険企業にとっては、一つの資本規制に従うことが好都合であると考えからである。

3 | 米国の反応

従来から自己資本規制に関してEUと一線を画す米国は、少なくとも州保険監督官は反対の意向のようである。NAIC（全米保険監督官協会）の要人からは、現在のタイムラインは時期尚早であるとする発言が行われている。例えば、Thomas Leonardi氏（コネチカット州コミッショナー）はBest's News Service社のインタビューで、次の発言を行っている¹⁵。

国際的な監督官からのプレッシャーは高まっているが、米国が国際資本規制やコムフレームに完全に賛成することは、難しくなりつつある。国際資本規制等などの案は、多くの点で現行と差異があるうえ、米国システムにとっては非論理的(illogical)なので、各州の監督官を説得するのは難しいだろう。

IAISのコムフレームや資本規制に関する提案が承認されるには、二つの道がある。一つ

¹⁴ なお、そうなれば、上記の南アフリカ、インド、中国等にとっては、意図と異なり、実態的にはEUソルベンシーIIが世界標準になることを推進したということになるのかもしれない。

¹⁵ 2014年3月31日付けBest's Insurance Newsによる。

は、I A I Sが 42 州の監督官と法令立案者を説得すること、もう一つは、連邦規制を抑止するマッカラン・ファーガソン法の廃止に関与することである。

Leonardi氏は、BCR（基本的資本要件）、HLA（より高い損失吸収性）、ICS（国際自己資本基準）の3つを3年間で確定しようとする案は、とても無謀であるという。銀行業界が最初にバーゼル規制を決めるのに14年を掛けている¹⁶。しかもそれはうまく機能せず、Basel II、Basel IIIが必要であった、と主張する。

一方で、米国の生命保険業界そのものは、こうした国際的な規制の進展は避けられないものとしている。以下は、2014年2月にACL I（米国生命保険協会）が下院の公聴会¹⁷で述べた意見陳述の一部である。

先頃の金融危機においては、州ベースの現行規制は有効に機能してきた。実際、保険業界は他の金融機関よりもうまくやってきた。しかしながら、その事実だけをもって、現状を死守して、連邦や国際的な組織が現行保険規制に変化を加えることに反対することが、州の監督官や業界の利益になるとの結論を導くことには無理がある。もし、米国以外の国々も米国の保険規制と歩調を合わせるというなら、それが望ましいだろう。しかし、Dodd-Frank法やグローバルな監督組織の進展を考慮すると、我々が保険規制システムを大きく変えていくことは避けられない。実態を見れば、単に現状の防衛はもはや有効な選択肢ではない。FIO（米国連邦保険局）が保険規制のグローバルな議論の中で建設的な役割を果たすことを期待する。そして、そのプロセスを進めるに当たり、州の保険監督官と緊密に連携することを強く願う。

なお、FRB（米連邦準備理事会）は、システミックリスクの抑止を目的として、マクロの立場から保険会社を含む指定金融機関を対象として監督する権限を持つ。FRBが保険の国際資本規制の動向にどのような判断を下すかも注目されている。最近の報道によれば、4月に行われた下院の公聴会で意見を問われたFRBの法律顧問は、現時点では予断を持たず、今後検討するとして、態度表明を先送りしている。州の監督官が反対であることを踏まえ、他方、FSB（金融安定理事会）との関係もあり、検討に時間をかけようということであろう。

5— おわりに

以上、I A I Sがコアプリンシプル、さらにはコムフレームを検討してきたことに加え、FSB（金融安定理事会）主導のG-SIIが導入され、さらには今後、定量的な資本規制を導入する動きとなってきたことを紹介した。定量的な国際資本規制については、タイムフレームがかなり意欲的なものとなっており、今後予定通りに進むのか、予断を許さない。

私見であるが、こうした資本規制の有用性を認めつつも、資本規制を国際的に統一することのベネフィットが、規制の構築・運営のコストを本当に上回るのかについて、十分な検討が必要と考えている。

¹⁶ 銀行はバーゼル規制を1980年代後半に導入したが、各国が確固たる規制を導入する前であったとも言える。しかし保険規制はすでに各国で導入されており、これを統一するには銀行と異なる困難があるものと考えられる。

¹⁷ FIO（連邦保険局）が公表した保険規制改革レポートに関して行われた公聴会（2014年2月4日）による。

- ① 国際的な定量基準の採用にあたって、比較可能性を担保することの困難さが挙げられる。資産評価の統一のほか、責任準備金の評価そのものを合わせる必要があるが、これが困難なことは、財務会計（IFRS 4号）での議論の状況からも推察することができるだろう。
- ② リスク係数の水準によっては、国債を中心とする安定的な資産に投資が傾斜し、リスクマネー供給者としての機能が後退するのではないかとの批判がある。
- ③ また、統一的な国際資本規制の導入は先のことであるとしても、たぶん国内規制と国際規制が重複して適用される時期を経験しなければならないし、経過措置期間も導入されるであろう。こうした複雑な規制に見合うベネフィットが合理化できるものであろうか。

また、今後導入が予定される HLA（さらにはその先の ICS）の目的は、資本の強化である。平時であれば、大手保険グループはその格付けの高さから資本調達は大抵可能だろう（契約者に一定の影響はある）。しかし、本当の目的はリスクが現実化した際の、耐久力の問題であり、清算プロセスの問題だろう。

その際、念頭に置かなければならないのは、そのフレームワークの持つ限界である。というのは、グループ企業の場合は特に各国の監督当局の連携が必要であることは認めつつも、破綻判定は、結局は各国の主権のもとで判断されるものであり、各国の財政状況、破綻法制、契約者保護のセーフティネットの充実度などに依存するものである。状況が異なるなかで破綻判定基準を統一する意義がどの程度あるのか検討が必要だろう。（その点、コムフレームにおいて最低資本要件を要請せず、目標自己資本のみ導入してきたのは、納得的である。）さらに言えば、監督当局と民間企業との責任の線引き¹⁸の議論も必要だろう。

さて、今回の金融危機の経験を生かすことの重要性は論を俟たないが、保険業と銀行業とのシステムリスクの軽重を考慮すれば、保険業としての対応は、原則主義に則って、ゴーイング・コンサーンベースでの資本規制の考え方を改善することに重点を置くべきではないか。AIGを巡って規制の網が破れていたことが問題であるとするれば、各国がそうした観点からその部分の規制を強化することで相当の効果があるのではないかと考えられる。少なくとも保険の伝統的業務の持つリスク評価まで定量的に統一する必要があるのか、コスト・ベネフィットの関係から十分な検討が必要と思われる。

とはいうものの、現実には、銀行業に対する規制方式と合わせることのメリットが評価され、G20、FSB（金融安定理事会）が主導する金融規制の枠組みが尊重されることになりそうである。引き続き注目していきたい。

¹⁸監督指針を遵守しつつもそれを越えた事象が発生した際の負担のありかたの問題である。最近の FSB の議論では、破綻時に公的資金導入は行わない前提とされている。また、近年、銀行業ではリスク・アペタイト・フレームワークが議論されているようだが、金融危機の経験をもとに、マネージするリスクの範囲の特定まで民間企業に求めようとしているように感ぜられる。民間企業で想定しうるのはどこまでなのか、監督側との分担範囲も併せて議論すべきと考えられる。